

令和5年度研究助成の募集について

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

募集（Ⅰ） 研究者への助成

1. 大学及び研究機関において、金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う55歳未満の研究者またはそのグループ
2. 過去に本研究助成を受給した研究者も、再度の助成申請ができる。但し、募集要項及び誓約書を遵守し、研究結果の公表がなされた研究者に限る。

助成金額 1件につき70万円以内

但し、特に必要と認められる場合は、130万円の範囲内で助成を行う。

募集（Ⅱ） 大学院生（博士後期課程）への助成

1. 金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う博士後期課程の大学院生

助成金額 1件につき30万円以内

令和5年度研究助成募集要項【研究者】

1. 研究助成の趣旨

この助成金は金融・証券に関する有益な研究調査(法学系も含む)を行う者に対して、財政的支援を行うことにより、その理論的実証的研究活動の振興をはかり、もってわが国金融・証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

2. 助成対象者

助成の対象は大学及び研究機関において金融・証券に関する研究調査を行う研究者またはそのグループとする。但し、令和5年9月30日現在の年齢(グループの場合は、代表者の年齢)が、55歳未満であることを条件とする。なお、会社法や金融商品取引法等の資本市場における法律・法制度の研究も助成対象とする。

3. 対象の研究テーマ

助成対象の研究テーマは上記の趣旨に適い、令和7年3月31日までに研究が完成するものとする。

4. 助成金給付の金額及び件数

研究調査1件につき70万円以内。但し、特に必要と認められる場合は、130万円の範囲内で助成を行う。助成件数は約10件とする。

5. 申請の手続き

本財団所定の申請書に推薦者の推薦書を添えて提出する。

(1) 提出期限

令和5年6月23日(金)

(2) 申請書提出(問い合わせ)先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14

公益財団法人石井記念証券研究振興財団 事務局

TEL 03-3667-5898 zaidan@lban.co.jp

6. 助成金受給者の選考方法

- (1) 助成金受給者の選考は、研究助成等選考委員会が行う。申請書の審査にあたり、委員会において研究実施計画の説明を求めることがある。
- (2) 選考委員会の審査の結果、書面により助成金給付の可否及び給付金額を財団理事長から申請者・推薦者に通知する。

研究助成等選考委員会委員		
委員長	若杉 敬明	東京大学名誉教授
副委員長	石井 登	立花証券株式会社取締役社長
委員	岩原 紳作	早稲田大学教授
委員	柴垣 和夫	東京大学名誉教授
委員	土屋 卓洋	立花証券株式会社元取締役副社長

7. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した研究者またはグループの代表者は、受給年度末（令和6年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和7年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

また研究調査完成後1年以内に研究結果を著書として刊行するか、または学術誌に公表しなければならない。

研究調査の成果の発表に際しては、公益財団法人石井記念証券研究振興財団の助成金を受けた旨を、明記しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

令和5年度研究助成募集要項【博士後期課程大学院生】

1. 研究助成の趣旨

【研究者対象の令和5年度研究助成募集要項】の趣旨に準ずる。

2. 助成対象者

博士後期課程の大学院生とする。

3. 対象とする研究調査

金融・証券に関する研究調査(法学系も含む)

4. 助成金給付の金額及び件数

給付金額は1件につき30万円以内、助成件数は数件とする。

5. 申請の手続き、選考方法

研究者対象の研究助成に準ずる。

6. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した大学院生は、受給年度末（令和6年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和7年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

以上